

議案第123号

勝山市市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

勝山市市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和4年3月1日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

施設の使用料の一部を見直し、利用者の利便性向上を図るため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

勝山市市民交流センターの設置及び管理に関する条例(平成25年勝山市条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第14条 会議室等の_____使用料の額は、別表1のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定による使用料は、会議室等の使用者から使用を許可する際に徴収する。ただし、市長が特にやむを得ないと認めたときは、使用後に徴収することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第14条 会議室等の1時間当たりの使用料の額は、別表第1の区分により、使用者から徴収する。</p> <p>2 前項の規定による使用料は、会議室等の使用後30日以内に納付しなければならない。</p> <p>3 会議室等の使用申請に1時間未満の時間がある場合は、次に掲げる区分の使用料とする。</p> <p>(1) 使用申請時間が30分以下のときは、1時間当たりの使用料の2分の1</p> <p>(2) 使用申請時間が30分を超え1時間未満のときは、1時間当たりの使用料</p> <p>4 使用許可を受けた時間区分を超えて使用しようとする者は、その</p>

(新設)

(新設)

(使用料の減免)

第15条 (略)

(使用料の還付)

第16条 (略)

(入館者の保管義務)

第17条 (略)

(入館の制限)

第18条 (略)

(事業)

都度使用許可を得て次に掲げる区分に従って使用料を納付しなければならない。

(1) 使用時間が30分以下のときは、1時間当たりの使用料の2分の1

(2) 使用時間が30分を超え1時間未満のときは、1時間当たりの使用料

5 使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。

(使用料の督促)

第15条 市長は、使用料を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 この条例に定めるもののほか、債権の管理については、勝山市債権管理条例(平成27年勝山市条例第2号)の例による。

(使用料の減免)

第16条 (略)

(使用料の還付)

第17条 (略)

(入館者の保管義務)

第18条 (略)

(入館の制限)

第19条 (略)

(事業)

第19条 (略)

(開設時間及び休館日)

第20条 (略)

(事業)

第21条 (略)

(開設時間及び休館日)

第22条 (略)

(事業)

第23条 (略)

(使用時間及び休館日)

第24条 (略)

(使用期間)

第25条 (略)

(使用の許可)

第26条 (略)

(使用者の保管義務)

第27条 (略)

(使用の制限)

第28条 (略)

(使用の許可の取消し)

第29条 (略)

第20条 (略)

(開設時間及び休館日)

第21条 (略)

(事業)

第22条 (略)

(開設時間及び休館日)

第23条 (略)

(事業)

第24条 (略)

(使用時間及び休館日)

第25条 (略)

(使用期間)

第26条 (略)

(使用の許可)

第27条 (略)

(使用者の保管義務)

第28条 (略)

(使用の制限)

第29条 (略)

(使用の許可の取消し)

第30条 (略)

(使用料)

第30条 (略)

(使用料の還付)

第31条 (略)

(設備の設置及び費用負担等)

第32条 (略)

(施設の種類)

第33条 (略)

(事業)

第34条 (略)

(開設時間及び休館日)

第35条 (略)

(使用の承認)

第36条 (略)

(使用の不承認)

第37条 (略)

(遵守事項及び市長の指示)

第38条 (略)

(使用の停止等)

第39条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当すると認め
たときは、使用の承認を取消し、又は使用の停止を命ずることがで

(使用料)

第31条 (略)

(使用料の還付)

第32条 (略)

(設備の設置及び費用負担等)

第33条 (略)

(施設の種類)

第34条 (略)

(事業)

第35条 (略)

(開設時間及び休館日)

第36条 (略)

(使用の承認)

第37条 (略)

(使用の不承認)

第38条 (略)

(遵守事項及び市長の指示)

第39条 (略)

(使用の停止等)

第40条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当すると認め
たときは、使用の承認を取消し、又は使用の停止を命ずることがで

きる。

(1)～(3) (略)

(4) **第37条**の各号のいずれかに該当する理由が発生したとき。

2 (略)

(使用料)

第40条 (略)

(使用料の減免)

第41条 (略)

(使用料の還付)

第42条 (略)

(原状回復の義務)

第43条 使用者は、施設の使用を終えたとき、又は**第39条**の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、その使用した施設を速やかに原状回復しなければならない。

(損害賠償)

第44条 (略)

(委任)

第45条 (略)

附 則

(インキュベート施設にかかる経過措置)

2 この条例の施行の際現に第23条に規定するインキュベート施設を使用している者の使用期間は、当該入居に際し契約で定めた入

きる。

(1)～(3) (略)

(4) **第38条**の各号のいずれかに該当する理由が発生したとき。

2 (略)

(使用料)

第41条 (略)

(使用料の減免)

第42条 (略)

(使用料の還付)

第43条 (略)

(原状回復の義務)

第44条 使用者は、施設の使用を終えたとき、又は**第40条**の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、その使用した施設を速やかに原状回復しなければならない。

(損害賠償)

第45条 (略)

(委任)

第46条 (略)

附 則

(削る)

居期間(以下この項及び次項において「入居期間」という。)とする。

ただし、第25条ただし書に規定するときは、当該入居期間が終了した日の翌日から最長2年を限度として使用期間を延長することができる。

3 この条例の施行の際現に第23条に規定するインキュベート施設を使用している者の使用料の額は、当該入居期間に限り、当該契約に定めた共益費の金額に相当する額とする。

(勝山市民活動センターの設置及び管理に関する条例の廃止)

4 (略)

別表1(第6条・第14条・第30条関係)

階数	使用区分	午前	午後	夜間	1箇月
		8時30分から12時30分まで	13時00分から17時00分まで	18時00分から22時00分まで	
2階	ホール	9,430	9,430	9,430	
3階	第1会議室	1,990	1,990	1,990	
	第2会議室	1,570	1,570	1,570	
	第3会議室	1,990	1,990	1,990	
	インキュベーター1号室				6,600
	インキュベーター				6,600

(削る)

(勝山市民活動センターの設置及び管理に関する条例の廃止)

2 (略)

別表1(第6条・第14条・第31条関係)

単位(円)

階数	使用区分	1時間ごと			1箇月
2階	ホール	2,350			
3階	第1会議室	490			
	第2会議室	390			
	第3会議室	490			
	インキュベーター1号室				6,600
	インキュベーター				6,600

設	一トルーム				
	2号室				
	インキュベ 一トルーム				6,600
	3号室				

別表2(第40条関係)

(略)

	2号室				
	インキュベ 一トルーム				6,600
	3号室				

別表2(第41条関係)

(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。